

令和7年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月5日（金）

2. 招集の場所 長洲町役場 3階 中会議室

3. 開会 令和7年12月5日 午後2時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	2番 石井 裕	3番 上野 美登
4番 菊本 耕二	5番 吉田 一明	6番 池上 一也
7番 宮本 静子	8番 坂本 敦子	9番 坂井 隆浩
10番 上田 正三		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六榮区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

0名

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

0名

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	長谷川 元
農業委員会事務局 局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局 書記	浦田 慶広
農林水産課 課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
 - ・報告第15号 許可不要転用届について
 - ・議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - ・議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・着席。

ただ今から令和7年度第9回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは。今日は会議終了後に研修会ということで、長い時間参加をしていたくということになりますが、よろしくお願ひします。また、夜については、年に一度の意見交換会ということで、懇親会を開催するわけでございますけれども、参加される方は、よろしくお願ひしたいと思います。また、ここ数日は非常に寒いとテレビ等で言われております。今年1番の寒波と言われています。今夜から明日の朝にかけてかなり寒くなると言われておりますけれども、充分身体に注意されて年末を過ごしていただきたいと思います。また、次の会議については年明けということで、2026年、令和8年になります。また、元気には参加していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員につきましては、農業委員の欠席はございません。また、推進委員の濱崎推進委員 福本推進委員から少し遅れるとの連絡があつております。本日の出席委員は10名中10名でございまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

(中嶋会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第15号 許可不要転用届について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 10番 上田委員 4番 菊本委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入りたいと思います。1ページです。「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号11番～13番となります。申請人、申請地の所在、地番、地

目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第 14 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 14 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みたいと思います。2 ページです。「報告第 15 号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第 15 号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 2 ページ、受付番号 3 番になります。

この第 15 号 許可不要転用届につきましては、議案第 28 号 受付番号 14 番 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請と関連する案件となりますのでよろしくお願ひいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由は、農業用機械保管のために使用するためとなっております。

許可不要の要件につきましては、耕作の事業を行なう者が、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設、または自己の農地をその者の農作物育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が 2a 未満であるときは、農地の転用の制限の例外である農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により、県知事による許可は不要となりますので、許可不要転用届の提出となっております。以上で、報告第 15 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 15 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。4 ページから 11 ページです。「議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 6 ページから 7 ページ、受付番号 12 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 7,796.79 m²、農作業歴約 30 年の経験があり、今後もすべての農地を利用されることです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有されています。通作距離につきましては、自宅の隣接地とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地及び住宅に影響が及ぼすことがないように作業するとともに農薬の使用方法についても地域の防除基準に従い、雑草などの管理を行うとともに、地域での除草、道路維持管理作業に参加し、周辺農家と協力して諸管理に努めることです。以上、受付番号 12 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 石井委員お願いします。

(石井委員)

2 番 石井です。ここは、折地の踏切からちょっと入った所の右で、別に何も問題ないと聞いております。高くなつとるんで米は作られんけど、なんか作らるるならいいと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員にご意見をお願いいたします。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。この譲渡人は、親戚関係で譲受人がずっと耕作されておりましたが、譲受人からもう返すよ言われたら、子供さんからもうもらってほしいという話になったので、こういう書類が出てきたということになります。場所的には農業をするのに、何ら問題ないと思われますし、麦をそのまま作られんじやないかと思います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ありません の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 28 号 受付番号 12 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 12 番は原案のとおり決定し許可書

を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 8 ページから 9 ページです。受付番号 13 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 8 ページから 9 ページ、受付番号 13 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 8,774 m²、農作業歴 4 5 年以上の経験があり、今後もすべての農地を利用することです。機械の所有状況でございますが、トラクター 2 台 田植機 1 台 消毒機 2 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から車で約 3 分とのことです。地域との調和要件、役割分担につきましては、これまでどおり水田として利用するので周辺農地への耕作に影響はなく、農薬使用については、地域の防除基準に従うとともに地域での取り決めを遵守し話し合いや活動へ参加されることです。以上、受付番号 13 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 5 番 吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

ご報告いたします。5 番 吉田です。これは叔父さんから甥への贈与で、今は耕作者が麦を作っております。水田になっておりますが、水が取れない場所なので、稻は無理だと思います。現地を確認しましたけれども、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。今 吉田委員が説明された通り周りは全部農地で、綺麗に管理されておりますので、何ら問題ないと思われます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をします。議案第 28 号 受付番 13 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 13 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 10 ページから 11 ページです。受付番号 14 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 10 ページから 11 ページ、受付番号 14 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。農地の北側に農業用倉庫がございまして、報告第 14 号にて許可不要転用届を提出されております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 800.76 m²、農作業歴約 30 年の経験があり、今後もすべての農地を利用することです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台 耕うん機1台 田植え機1台 噴霧器1台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から約 350m 程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、これまでどおり畠として利用するので周辺農地への耕作に影響はなく、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとともに地域での取り決めを遵守し話し合いや活動へ参加することです。以上、受付番号 14 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 5 番 吉田委員お願いいたします。

(吉田委員)

5 番 吉田です。こちらも現地を確認してきました。写真の通り、野菜を作つておられます。綺麗に整備されておられますので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。続きまして、推進委員の池上推進委員にご意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。現地を見に行きましたが、綺麗に管理されております。立派な倉庫も建つておましたが、何ら問題ないと思われます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この

件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 28 号 受付番 14 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 14 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。12 ページから 15 ページです。議案第 29 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 14 ページから 15 ページ、受付番号 9 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、清里小学校の南東側となります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページから 10 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、系統用電池（蓄電池 4 台・パワコン 1 台・昇圧変圧機 1 台）設置のための売買による所有権移転となっております。系統用蓄電池ということで、夜間に電気を蓄電して昼間に売電するということで、聞いております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域（第一種住居地域）であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、融資証明書の額が事業費と同額のため適當と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図、里道の用途廃止及び取替工事に伴う許可書等に関する書類が添付されており、令和 8 年 2 月 1 日より着工、令和 8 年 7 月 31 日で完成予定ということであり適當と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、系統用電池（蓄電池 4 台・パワコン 1 台・昇圧変圧機 1 台）設置であるため適當と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。申請地の 1371 番 1 の土地は切土工事を行い、南側道路からスロープ状の坂を設け進入路とする。1372 番 1 の土地は一部盛土工事を行い、盛土工事は境界から離して工事するため擁壁工事は行わず、法面については、転圧工事を行い土砂が流出しないようにされるとのことです。なお、盛土規制法については、特定盛土等規制区域（500 m²超）である為、許可申請を提出される予定ということで、聞いております。。

万一、近傍農地等に被害が生じた場合及び生ずる恐れがある場合には申請者が責任をもって解決しますとのことです。その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透

となります。以上、受付番号 9 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 6 番 池上委員よろしくお願ひお願いいたします。

(池上委員)

6 番 池上です。ここは、高速船道路の道沿いで平川燃料や役場の近くです。道路より 1.5m 位高台にありまして、この前見に行ったら測量されてました。1372-1 が奥で横に墓地があります。今はトラクターが登る位の里道がありまして、それを付け替えられるので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の土山推進委員に意見を伺います。

(土山推進委員)

推進委員の土山です。今池上委員が言われた通り問題があるような形はないんですけど、こういう設備を作る時には周りの人の許可はいらんとかなあと思いまして、お聞きしたいと思います。土地の形には問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等ですが、まず土山委員からの質問はいかがでしょうか。

(事務局)

まず、私たちも俗に言う蓄電池ですね、太陽光から発電するんじやなくて 一定の電気をここにストックするようなイメージを持っていただければと思います。

私もこの案件というのは、はじめて県にも確認をしています。

(中嶋会長)

蓄電池というか、太陽光じやなくて電気ば、どつかつから持ってきてためるわけね。

(長谷川事務局長)

深夜電力ですね、電気を使わない時間帯に電気を貯めて・・・

発電ではないです。通常の安い電気を電柱から買って昼間に売ると・・・ 投資でされるシステムではあるみたいです。夜間電力を買って昼間売る、ということですね。

(上野委員)

環境的によくないんで、反対したいですね。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をします。議案第 29 号 受付番号 9 番について原案とおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 29 号 受付番号 9 番は原案のとお

り許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。16 ページから 21 ページです。「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するもので

す。

今回の申請につきましては、17 ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案総括表となりまして 2025 年の期間ごとの総括になります。

18 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。

詳細につきましては、19 ページ 賃借権 13 件 32 筆 29,559 m² 、20 ページ 使用貸借権 3 件 3 筆 2,874 m² 、21 ページ 期間借地 2 件 2 筆 1,721 m² となっております。以上、議案第 30 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決いたします。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 30 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 農業委員女性の会九州・沖縄ブロック研修会報告について
- 2 報酬等の明細について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 7 年度第 9 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いた

します。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午後 3 時 40 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議長 印

署名委員 印

署名委員 印